

2022年4月28日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 常務執行役員経営管理本部総務部長 佐藤 護
T E L 03-6361-5450

インフロニア・ホールディングス株式会社による 当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更についてのお知らせ

当社が2022年3月22日付で公表いたしました「インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2022年3月22日、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をし、その旨お知らせしておりました。

その後、当社は、本公開買付けの開始後に当社株式を取得し、当社の主要株主である筆頭株主となったWK 1 Limited（詳細につきましては、2022年4月6日付で当社が公表いたしました「主要株主の異動に関するお知らせ」及び2022年4月15日付で当社が公表いたしました「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）他の出資者であるYamauchi-No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）から一連の書簡を受領したことなどを受け（詳細につきましては、2022年4月22日付で当社が公表いたしました「Yamauchi-No.10 Family Officeからの書簡の受領に関するお知らせ」をご参照ください。）、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、特別委員会から報告を受けた検討結果を踏まえ、(i) 公開買付けに対して賛同するか否かは当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断されるべきところ、当社が公開買付者グループに参画することで「建設市場の変化」と「労働市場の変化」という2つの大きな課題を解決し、グループ各社が協力して事業を推進する体制を構築することで持続的な企業価値の向上を実現できることから、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するとの考えには変わりはなく、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であり、他方で、(ii) (ア) 本公開買付けにおける買付価格（770円）が本公開買付け開始後の市場株価を

下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格（770円）の変更はできないとの回答があったこと及び（イ）YFOから当社との間で非公開化後の企業価値向上策及び公開買付けの条件に合意できること（当社取締役会による賛同及び応募推奨を含みます。）を条件として、当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,000円、買付予定数の下限として当社の総議決権数の3分の2を取得するに至る下限を設定し、買付予定数の上限は設定しないとの公開買付けの提案（以下「YFO提案」といいます。）を受領したことなどに鑑みると、当社の株主の皆様に対して本公開買付に応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付に応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

そのため、2022年3月22日付「インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」について、下記のとおり変更いたします。また、YFO提案につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（1）意見の内容

【変更前】

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

【変更後】

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2022年4月28日に開催された取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

【変更前】

<前略>

当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

【変更後】

<前略>

当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(iv) YFOからの提案受領等に伴う意見の変更

その後、当社は、(ア)本公開買付けにおける買付価格(770円)が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格(770円)の変更はできないとの回答があったこと及び(イ)Yamauchi-No. 10 Family Office(以下「YFO」といいます。)から当社との間で非公開化後の企業価値向上策及び公開買付けの条件に合意できること(当社取締役会による賛同及び応募推奨を含みます。)を条件として、当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,000円、買付予定数の下限として当社の総議決権数の3分の2を取得するに至る下限を設定し、買付予定数の上限は設定しないとの公開買付けの提案(以下「YFO提案」といいます。)を受領したこ

となどを受けて、2022年4月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるか否かについて慎重に検討を行い、本特別委員会から報告を受けた検討結果を踏まえ、①公開買付けに対して賛同するか否かは当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断されるべきところ、当社が公開買付者グループに参画することで「建設市場の変化」と「労働市場の変化」という2つの大きな課題を解決し、グループ各社が協力して事業を推進する体制を構築することで持続的な企業価値の向上を実現できることになることから、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するとの考えには変わりはなく、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であり、他方で、②（ア）本公開買付けにおける買付価格（770円）が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格（770円）の変更はできないとの回答があったこと及び（イ）YFO提案を受領したことなどに鑑みると、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非については中立の立場をとった上で、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

また、本特別委員会は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2022年3月22日に、本公開買付け及び本取引の目的は正当かつ合理的であり、また、本取引に係る手続の公正性は認められ、公正な手続を通じて当社の少数株主（一般株主）の利益への十分な配慮がなされており、さらに、本取引に係る取引条件の公正性及び妥当性は確保されていると認められ、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含め、本取引の実施を決議することは当社の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないと思料する旨の本答申書を当社取締役会に提出しておりました。

その後、当社は、（ア）本公開買付けにおける買付価格（770円）が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格（770円）の変更はできないとの回答があったこと及び（イ）YFO提案を受領したことなどを受けて、本特別委員会に対し、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨す

ることの是非については中立の立場をとった上で本取引を実施することが当社の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないといえるか（以下「追加諮問事項」といいます。）について諮問を行いました。

本特別委員会は、2022年4月28日に改めて特別委員会を開催して追加諮問事項について検討を行い、2022年4月28日、当該検討結果について、当社取締役会に報告しております。本特別委員会の当該検討結果は以下のとおりです。

（a）当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することについて

本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、本公開買付け及び本取引の目的が正当かつ合理的であると認められることは、本答申書のとおりである。そして、公開買付者から買付価格（770円）の変更はできないとの回答があったこと及びYFO提案を受領したことは、上記答申内容を左右する事情ではないため、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが不合理とは認められない。

（b）当社の取締役会が、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとることについて

本取引に係る手続の公正性が認められ、公正な手続を通じて当社の少数株主（一般株主）の利益への十分な配慮がなされており、本取引に係る取引条件の公正性及び妥当性が確保されていると認められることは、本答申書のとおりである。しかし、現下の市場株価の推移に加え、公開買付者から買付価格（770円）の変更はできないとの回答があったこと及びYFO提案を受領したことなどに鑑みると、当社の取締役会が、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとることは、不合理とは認められず、また、当社の少数株主（一般株主）にとって不利益となる事情も見当たらない。

（c）結論

以上から、本特別委員会は、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で本取引を実施することは、当社の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないと考える。

（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

【変更前】

<前略>

(c) 結論

以上から、本特別委員会は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、つまり、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、本取引の一環として本公開買付け後に行う本株式売渡請求又は本株式併合等に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

【変更後】

<前略>

(c) 結論

以上から、本特別委員会は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、つまり、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、本取引の一環として本公開買付け後に行う本株式売渡請求又は本株式併合等に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

その後、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、(ア)本公開買付けにおける買付価格(770円)が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格(770円)の変更はできないとの回答があったこと及び(イ)YFO提案を受領したことなどを受けて、本特別委員会に対し、追加諮問事項について諮問を行ったところ、本特別委員会は、2022年4月28日に改めて特別委員会を開催して追加諮問事項について検討を行い、2022年4月28日、当該検討結果について、当社取締役会に報告しております。本特別委員会による当該検討結果は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

- ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

【変更前】

<前略>

また、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

【変更後】

＜前略＞

また、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

その後、当社は、(ア)本公開買付けにおける買付価格(770円)が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格(770円)の変更はできないとの回答があったこと及び(イ)YFO提案を受領したことなどを受けて、2022年4月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるか否かについて慎重に検討を行い、本特別委員会から報告を受けた検討結果を踏まえ、(i)公開買付けに対して賛同するか否かは当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断されるべきところ、当社が公開買付者グループに参画することで「建設市場の変化」と「労働市場の変化」という2つの大きな課題を解決し、グループ各社が協力して事業を推進する体制を構築することで持続的な企業価値の向上を実現できることになることから、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するとの考えには変わりはなく、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であり、他方で、(ii)(ア)本公開買付けにおける買付価格(770円)が本公開買付け開始後の市場株価を下回っていることから、本公開買付けが成立すると公開買付者が見込める程度の価格に引き上げることの検討を公開買付者に要請したところ、公開買付者から買付価格(770円)の変更はできないとの回答があったこと及び(イ)YFO提案を受領したことなどに鑑みると、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非については中立の立場をとった上で、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

以 上